# 一般社団法人兵庫県理学療法士会支部規則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人兵庫県理学療法士会(以下、「本会」という。)における支部の組織を定め、その運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2章 組織

(組織)

- 第2条 本会支部には次の機関を置く。
  - (1) 支部
  - (2) 支部運営審議会
  - 2 本会支部の円滑な運営の為に、本会各部との連携会議を置く。

(支部)

- 第3条 本会の各地域での活動を推進するため本会支部に次の支部を置く。
  - (1) 神戸(東) 支部
  - (2) 神戸(西)支部
  - (3) 阪神南 (尼崎) 支部
  - (4) 阪神南(西宮・芦屋)支部
  - (5) 阪神北支部
  - (6) 東播磨支部
  - (7) 北播磨・丹波支部
  - (8) 中播磨支部
  - (9) 西播磨支部
  - (10) 但馬支部
  - (11)淡路支部
  - 2 各支部は次の事業を行う。
    - (1) 各地域における本会会員への情報発信
    - (2) その他、本会活動の支援
  - 3 支部を運営するために運営委員を置く。
  - 4 支部の運営に関する事項については別に定める。

#### (支部運営審議会)

- 第4条 支部運営審議会は、次の業務を行う。
  - (1) 支部に対する必要な指導と監督
  - (2) 支部運営に関する規定等の改廃
  - (3) 支部事業及び事業に伴う予算案の承認と理事会への報告
  - (4) その他、支部運営に関する重要事項の審議
  - 2 支部運営審議会は、第6条に定める支部役員により構成する。
  - 3 支部運営審議会は、第4条第1項に定める業務を遂行する為、定期的に開催する。
  - 4 支部運営審議会は、支部運営審議会議長が必要に応じ適時招集することができる。
  - 5 支部運営審議会は出席者の過半数を持って決議し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 6 議長は必要に応じて構成員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。

#### (連携会議)

- 第5条 各支部における教育、研修、災害対策等の連携、調整を図るため別表の連携会議を置く。
  - 2 各連携会議の業務は別表の通りとする。
  - 3 各連携会議は、本会の担当部長1名と部員1名および各支部の担当運営委員により構成する。
  - 4 各連携会議は、本会の担当部長が必要に応じ適時招集することができる。
  - 5 各連携会議は、本会の担当部長が議長となる。
  - 6 各連携会議は、出席者の過半数を持って決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 7 議長は必要に応じて構成員以外のものを会議に出席させ、意見を聞くことができる。
  - 8 連携会議の新たな発足や解散、内容の変更については、本会理事会との協議の上、決するところに

	<u></u>
連携会議	業務
卒後教育部連携会議	1)各支部の卒後教育(生涯学習、新人発表等)に関する意見交換や連絡調整に関す
	る事項
	2)その他、各支部の総合連絡調整に関する事項
研修部連携会議	1)各支部の研修会の内容、スケジュールに関する意見交換や連絡調整に関する事項
	2)その他、各支部の総合連絡調整に関する事項
職能部連携会議	1)各支部の職能に関する意見交換や連絡調整に関する事項
	2)その他、各支部の総合連絡調整に関する事項
災害対策連携会議	1)各支部の災害に向けた準備の確認、研修会の受講に関する意見交換や連絡調整に
	関する事項
	2)その他、各支部の総合連絡調整に関する事項

# 第3章 役員

# (役員)

第6条 本会支部に役員を置く。

- 2 役員の定数は、13名以上、15名以内とし、次に該当するものとする。
  - (1) 支部担当理事 2から3名
  - (2) 各支部長
  - (3) 本会事務局長
- 3 役員のうち1名を支部運営審議会議長とし、支部担当理事をもってこれに充てる。
- 4 役員の任期は、本会役員のそれに準ずる。

第4章 補則

# (規則の改廃)

第7条 本規則の改廃は、理事会の決議を要する。

# 附則

1. 本規則は、平成30年4月1日から施行する。